

第6章 耐震診断・耐震改修の促進を図るための施策

1. 施策を実施するにあたっての基本的な考え方

(1) 住宅・建築物の所有者などの役割

住宅・建築物の耐震化を促進するためには、まず、住宅・建築物の所有者などが自らの問題として意識を持ち自発的に取り組むことを基本とする。

(2) 市の役割

本計画で示している耐震化目標を実現するため、所有者にとって耐震化を行いやすい環境の整備に取り組むことを基本とする。

2. 耐震診断・耐震改修の費用負担の軽減のための施策

耐震診断及び耐震改修に係る費用は、建物の状況や工事の内容により様々であるが、相当の費用を要することから、所有者等の費用負担の軽減を図ることが課題となっている。そのため、本市においても耐震診断及び耐震改修に係る取り組みの支援策を検討する。

また、税制優遇措置（耐震改修促進税制）の情報提供に努めることとする。

3. 住宅・建築物の所有者に対する啓発のための施策

(1) 相談体制の整備

本市では、建築住宅課において、住宅・建築物の耐震化をはじめ、建築全般について相談窓口を設置しており、今後さらに市民の相談に対して、適切に応じていくこととする。

また、建築関係団体等と連携して相談体制の充実に努める。

(2) 自治会等との連携

本市では、これまでも自治会や自主防災組織等と連携した活動を継続的に行っており、今後これらの機会をとらえ、建築物の耐震診断及び耐震改修の必要性について普及啓発を図る。中でも、地域における住民間の連携や、日ごろからの地震に対する意識などの備えのためには、住民に最も身近な地域の自治会等と連携しての対策が必要である。その活動として、地震時の危険箇所の点検等を通じて、地震防災の啓発・普及を行い、また、地域全体での耐震化の促進や危険なブロック塀の改修・撤去、家具の転倒防止等の取り組みを行うことが重要である。

(3) 建築関係団体等との連携

鹿児島県では、市町村、建築・住宅行政連絡協議会、建築物安全安心推進協議会、関係団体等と連携して「鹿児島県建築物耐震改修促進連絡協議会」を設置し、耐震化促進に向けた広報・意識啓発活動を推進している。

本市においても、建築関係団体等が行う各種行事やイベントの機会をとらえ、建築物の耐震診

断及び耐震改修の必要性について普及啓発を図る。

(4) 地震防災マップの公表

地震防災マップを市民に公表して、地震防災に対する意識啓発を図る。また、すべての地区コミュニティセンターに掲示し、地域での活用を図る。

(5) パンフレットの配布

耐震化に関するパンフレットを作成し、全世帯に配布すると共に、相談窓口、各種行事及びイベント等でも配布し耐震に対する意識の普及啓発を図る。

4. 地震時の建築物の耐震化に加えての総合的な安全対策

(1) ブロック塀の安全対策

ブロック塀が倒壊すると、その下敷きになり死傷者が発生したり、道路を閉塞することにより、避難や救援活動に支障をきたすことになるため、市民に対しブロック塀の危険性及び補強方法等について周知を図る。

(2) エレベーターの安全対策

地震発生時のエレベーターの緊急異常停止により人が閉じ込められてしまうなどの被害を避けるため、市民に対し地震時のエレベーターの運行方法や閉じ込められた場合の対処方法について周知を図る。

(3) 家具の転倒防止対策

建築物に十分な耐震化が実施されていても、家具等の転倒防止策が行われていない場合、死傷の原因となったり、避難等に支障が生じることが考えられるため、市民に対しだれでもすぐに取り組める地震対策として、家具の転倒防止に関する知識の周知を図る。

(4) 窓ガラスや外壁タイル等の落下防止対策

窓ガラスや建築物の外壁タイル等の落下防止対策や、不特定多数の者が利用する大規模空間を持つ建築物の崩落防止対策を行うよう施設の所有者及び管理者に注意喚起を行い、必要に応じた適切な対策を行うように指導する。

(5) 屋外広告物の落下対策

広告塔、看板等の屋外広告物や街路灯、道路灯、道路標識等の道路付帯構造物等が落下、飛散し、被害を拡大させることが予想されるため、施設管理者に、点検、補修、補強を図るよう普及啓発するとともに、落下防止措置等の周知を図る。

5. 地震発生時に通行を確保すべき道路の指定

建築物の倒壊によって緊急車両の通行や住民の避難の妨げになるおそれのある道路として指定するものは、次のとおりとする。

(1) 鹿児島県指定の緊急輸送道路

「鹿児島県建築物耐震改修促進計画」で定められた、第1次、第2次緊急輸送道路。

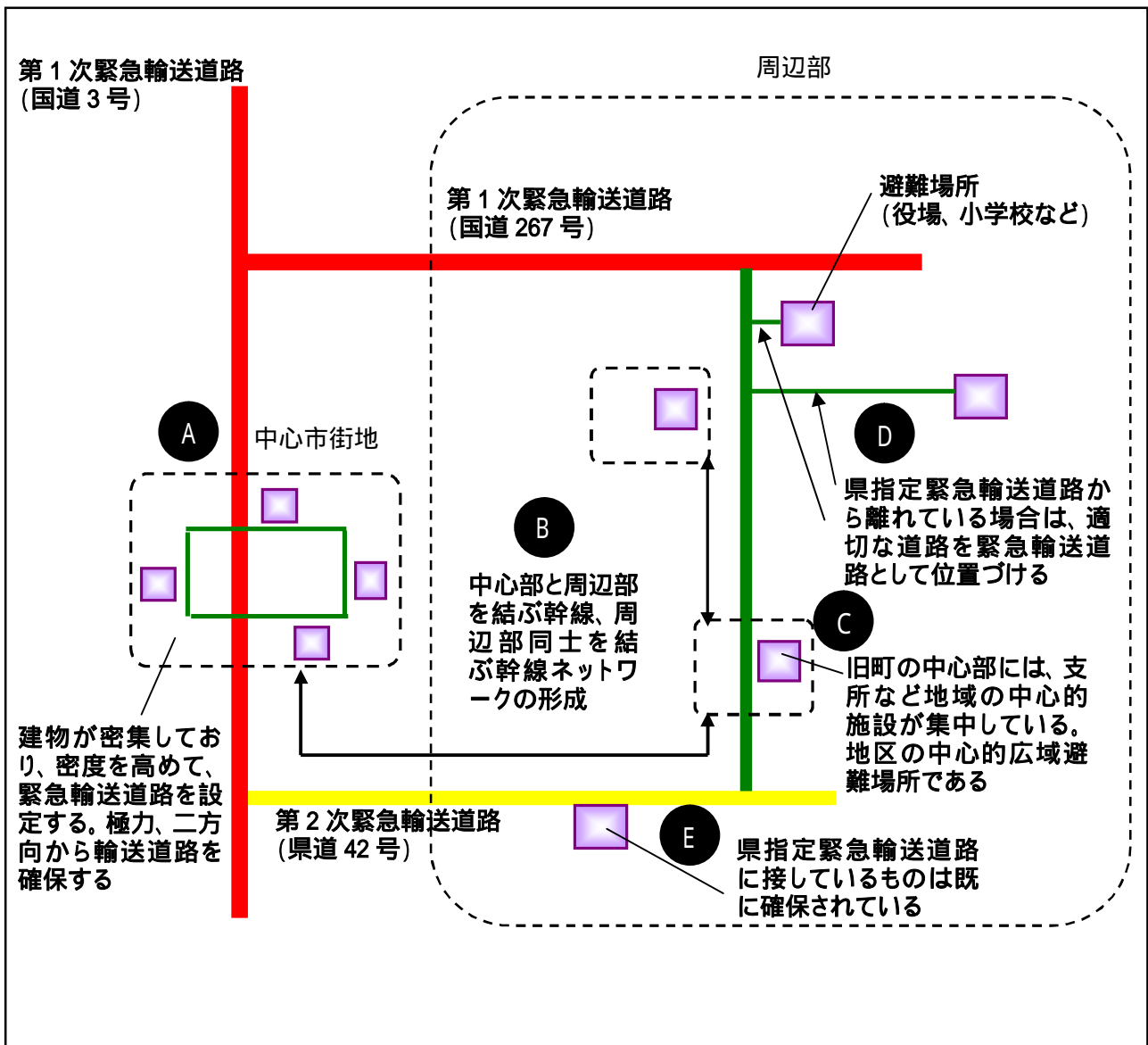
(2) 本市指定の緊急輸送道路

避難場所や防災拠点などを連絡し、物資などを輸送する緊急輸送道路。

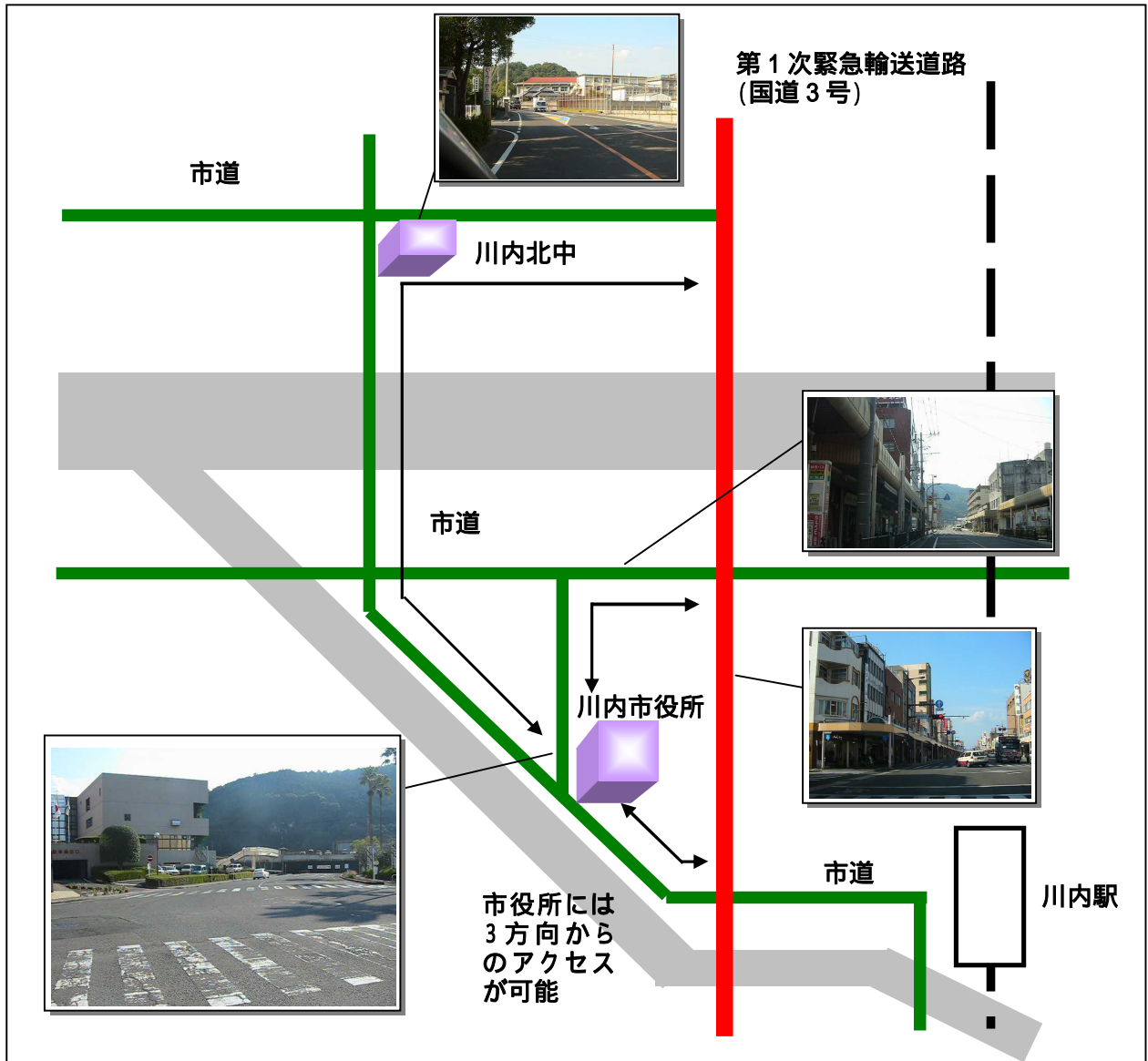
設定としては、鹿児島県指定の緊急輸送道路を骨格として、本市全体の主な避難場所をネットワークするとともに、中心部は避難場所に2方向からのアクセスを確保し、周辺部は主な避難場所までのアクセスを確保することとする。

以下に、これらの方針を模式的に示す。

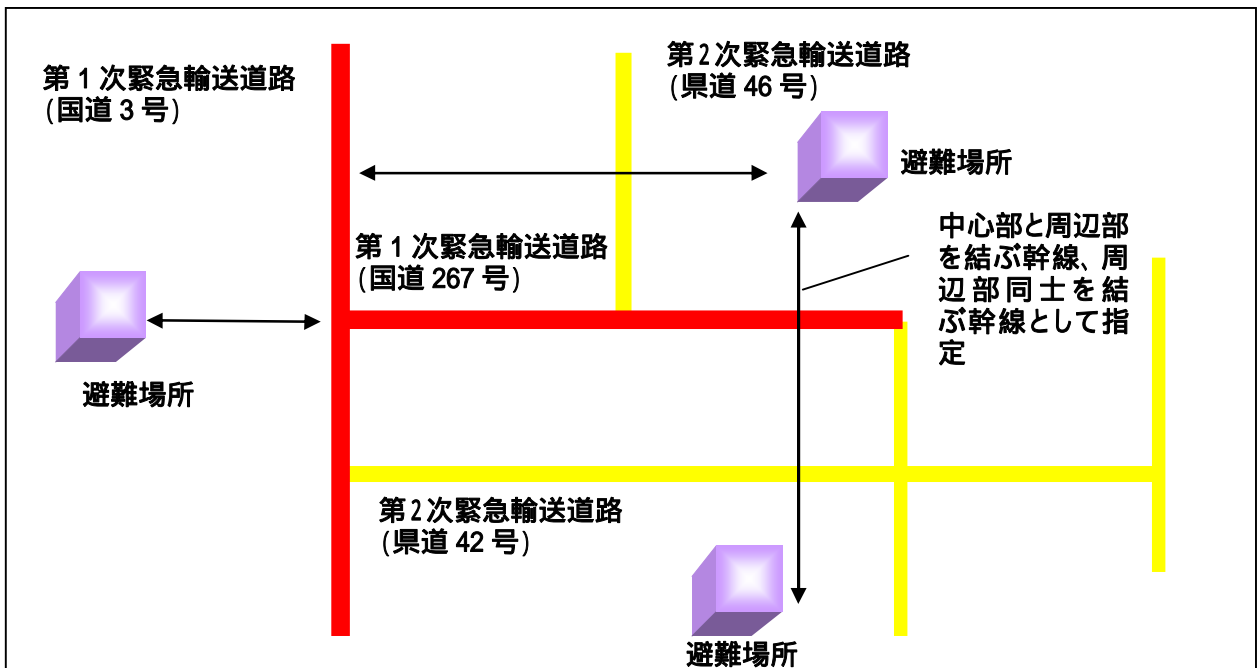
図6-1 緊急輸送道路設定（模式）



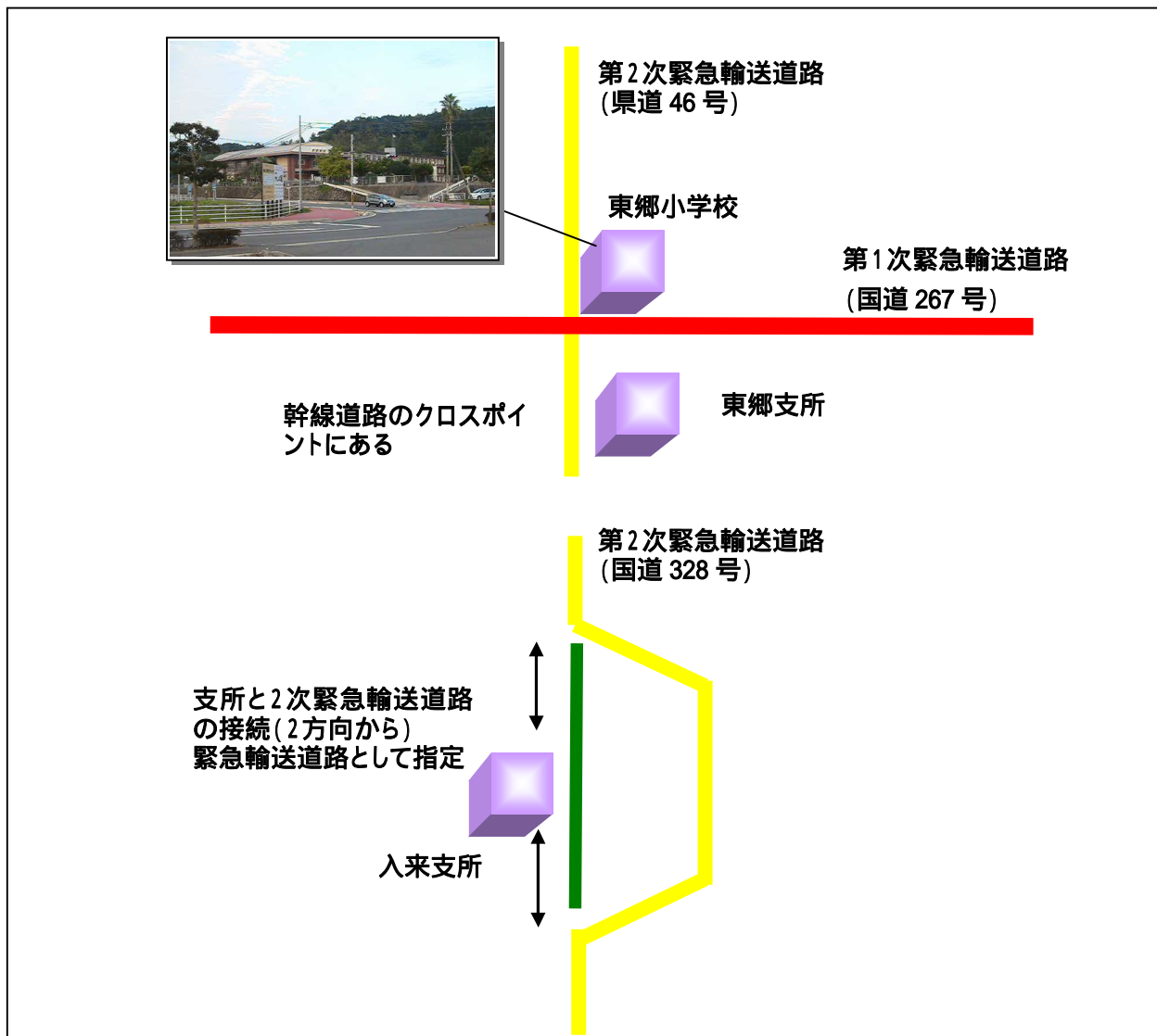
A. 中心市街地例



B. 中心部と周辺部を結ぶ幹線、周辺部を結ぶ幹線例



C. 旧町を中心部例



D. 県指定の緊急輸送道路から離れている例

